平成２２年（フ）第６９号
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字宍喰137番地
債務者　戎谷　福美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１１７号
福岡県直方市大字下新入323番地１
債務者　川原　友二
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第９７号
熊本県玉名市山田428番地
債務者　植川　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第９８号
熊本県玉名市山田428番地
債務者　植川　文子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第７２号
熊本県天草市天草町福連木3088番地17
債務者　山口ツキ子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第６３７号
大分市萩原１丁目12番25号グランシードセフィラ103
債務者　追崎郁奈子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３２９号
福島市瀬上町字町裏38番地の２
債務者　後藤　裕一
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３３９号
福島市丸子字御山越３番地の１　ニューシュテール福島808号
債務者　高荒　正行
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３５７号
福島市森合字高野６番地の１　フラワーハイツⅡ201
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２７６号
福島県郡山市方八町１丁目３番13号　浅里コーポ301号
債務者　松本　光史
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
福島県郡山市芳賀１丁目10番５号　アーバンイースト１号
債務者　松本　清秀
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１６９６号
さいたま市中央区本町東３丁目12番19号―105号、住民票上の住所さいたま市桜区大字上大久保810番地８
債務者　稲葉　遥菜
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２３号
さいたま市見沼区春野１丁目６番11―504号
債務者　宗像　直樹
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
新潟県長岡市栃尾大野町３丁目５番83号
債務者　多田かおる
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
新潟県長岡市金町１丁目４番21号
債務者　原　　純夫
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
新潟県長岡市大口345番地24
債務者　佐藤　　直
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
新潟県十日町市上新井61番地
債務者　市川　真寛
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係